

保安

指摘

本部 A

「JAEA大洗の内部被ばく事故
を踏まえた全社水平展開」
に係る実施計画書(改正9)

日本原燃株式会社
安全・品質本部

改正来歴					
改正番号	改正年月日	改正概要	承認	審査	作成
0	2017.9.5	新規制定	■	■	■
1	2017.11.6	「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(第3報)」(以下、JAEA 報告書(第3報)という。)を受け、改正を実施。主な改正は以下のとおり。なお、具体的なリスクの抽出方法、視点について検討を進め、より広範な視点からリスクを抽出するよう、改正を実施した。 ・改正0の実施内容を「4. 調査項目、確認の視点」と「5. 実施事項」に分け、明確化 ・活動スケジュールの見直し ・力量管理表を追加	■	■	■
2	2017.12.1	主な改正は以下のとおり。なお、委員会とWGの役割の明確化、委員会開催方法の見直し、進捗確認の強化等について充実を図ることとし、改正を実施した。 ・「1. はじめに」の変更 ・「6. 活動スケジュール」の変更 ・「7. 実施体制」で委員会とワーキンググループ(WG)の役割の明確化、委員会開催方法の見直し、進捗確認の強化等	■	■	■
3	2018.2.2	・「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(補正)」(以下、JAEA 報告書(第3報補正)という。)の公表により、改正を実施。なお、大洗事故の背後要因(組織的な要因)と根本的な原因を調査項目3に追加するとともに、調査項目4(当社施設の実プロセスを考慮したリスクの抽出)の様式見直し、活動スケジュールの変更等を図ることとし、改正を実施した。 主な改正は以下のとおり。 ・JAEA 報告書(第3報補正)を受け、追加調査を実施 ・誤記修正、記載の明確化・適正化 ・「1. はじめに」に計画書改正の経緯を追記 ・「3. (2)」に平成29年度第3回保安検査の所見を追記 ・「5. 実施事項(3)」の記載の分割および添付資料の追加 ・「5. 実施事項(4) 調査項目4に基づく水平展開の実施」添付資料の様式の変更と追加 ・「5. 実施事項(6)(7)」の記載の変更 ・「6. 活動スケジュール」の変更	■	■	■
4	2018.4.2	主な改正は以下のとおり。なお、調査項目4において、「人の災害防止」および「人への災害が起きるとした場合の対応」の区分についての記載を具体化し、併せて、平成30年2月14日に公表されたJAEA 報告書(第3報補正)等による追加検討項目の有無の確認、短期改善事項の実施状況を確認する観点から、活動スケジュールの見直しを行い、改正を実施した。 ・表紙に「重要度分類に係る識別の表示」を追加 ・「1. はじめに」に計画書改正の経緯を追記 ・「3. (2)」に平成29年度第3回保安検査の所見を追記 ・「3. (5)」にJAEA 報告書(第3報補正)および規制庁評価を追記 ・調査項目4において、「人の災害防止」および「人への災害が起きるとした場合の対応」の区分についての記載を具体化 ・JAEA 報告書(第3報補正)および規制庁評価を受け、追加調査を実施 ・調査項目4に対する4. (1) 調査項目の記載と5. (4) 水平展開の実施の記載に関して双方の関係性がわかるように適正化 ・「6. 活動スケジュール」の変更	■	■	■

改正来歴					
改正番号	改正年月日	改正概要	承認	審査	作成
5	2018. 5. 15	<p>主な改正は以下のとおり。なお、調査項目4の検討に時間を要することから、活動スケジュールの見直しを行い、改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. はじめに」に計画書改正の経緯を追記 ・「6. 活動スケジュール」の変更 	■	■	■
6	2018. 6. 21	<p>主な改正は以下のとおり。なお、再処理事業部において、更に調査項目4の検討に時間を要することから、主に活動スケジュールの見直し等を行い、改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. はじめに」に計画書改正の経緯を追記 ・「3. (2)」に平成30年度第1回保安検査の所見を追記 ・「4. (1) 【調査項目3】」の記載の適正化 ・「5. (6)、(7)」の実施事項の明確化 ・「6. 活動スケジュール」の変更 ・「7. 実施体制」の変更 	■	■	■
7	2018. 9. 10	<p>主な改正は以下のとおり。なお、再処理事業部において、引き続き調査項目4の検討に時間を要することから、主に活動スケジュールの見直し等を行い、改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書改正の経緯を「1. はじめに」から「改正来歴」へ移動 ・「1. はじめに」に計画書改正の経緯を追記、また、経緯は改正来歴に移動 ・「6. 活動スケジュール」の変更 	■	■	■
8	2018. 11. 13	<p>主な改正は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. はじめに」の計画書改正の経緯を削除（改正来歴に記載があるため） ・「5. (8)」に「低レベル廃棄物処理建屋汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査」を追加 ・「5. (9)」に「JAEA のプルトニウム汚染事象の水平展開調査」を追加 ・「添付資料-5」の「DA 汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査表」を追加 ・「添付資料-6」の「JAEA の Pu 汚染事象（日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の汚染事象）の水平展開調査表」を追加 ・「6. 活動スケジュール」のスケジュールを更新し、「添付資料-7」の「当社施設の実プロセスを考慮した水平展開スケジュール」へ移動 	■	■	■
9	2019. 1. 28	<p>主な改正は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体」組織改正に伴う記載の適正化（技術本部の追加、組織名称の変更、濃縮計画部長の削除） ・「5.」再処理事業部と技術本部の扱いについて記載 ・「10. (1)」 「職務権限規程」の改正（2018年10月25日）による職務権限の再分配（社長権限から室部所長の個別職務権限へ委譲）の観点から、承認権限の適正化として、本計画書の承認者を社長から安全・品質本部長へ変更 ・改正後の本計画書の適用時期を附則として明記 	■	■	■

目 次

1. はじめに	1
2. 活動の対象	1
3. 適用する法令・規制要求事項およびその他要求事項	1
4. 調査項目、確認の視点	3
5. 実施事項	4
6. 活動スケジュール	7
7. 実施体制	7
8. 責任、役割および権限	10
9. 要員の選定と力量	10
10. 文書・記録の作成・審査・承認および保管	10

様式－1 「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開に係る活動を実施する要員（指名された者）の力量管理表」

添付資料－1 「大洗事故の具体的問題点に対する水平展開」

添付資料－2 「JAEA 大洗事故の時系列に基づく水平展開（〇〇事業部）」

添付資料－3（1）「大洗事故の原因に対する水平展開」

添付資料－3（2）「大洗事故の想定される背景要因とその対策」

添付資料－3（3）「大洗事故（JAEA 報告（補正））に基づく背後要因（組織的な要因）とその対策」

添付資料－3（4）「大洗事故（JAEA 報告（補正））に基づく根本的な原因とその対策」

添付資料－3（5）「直接的な原因、顕著化した問題及びそれらに対する対策」

添付資料－3（6）「組織的な要因」

添付資料－3（7）「再発防止に係る各拠点への展開」

添付資料－3（8）「グリーンハウスの設置、身体除染等の訓練の実施状況について」

添付資料－4（1）「当社施設の実プロセスを考慮した水平展開（〇〇事業部）」

添付資料－4（2）「当社施設の実プロセスを考慮した水平展開（〇〇事業部）」

添付資料－5 「DA 汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査表」

添付資料－6 「JAEA の Pu 汚染事象（日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の汚染事象）の水平展開調査表」

添付資料－7 「当社施設の実プロセスを考慮した水平展開のスケジュール」

1. はじめに

平成 29 年 6 月 6 日に発生した JAEA 大洗の内部被ばく事故に対する水平展開については、「初動として安全担当副社長の指示のもとでの緊急点検」、「水平展開検討会の仕組みを使った情報共有、および、原子力規制庁立入検査、JAEA 報告書(第 2 報)から抽出した問題点についての事業部実態調査」を実施している。

しかしながら、本事象は INES レベル 2 事象と評価されており、同じ核燃料物質を扱う施設として、当社施設の特徴を踏まえた水平展開に取り組む必要がある。

上記を踏まえ、全社の観点から施設の特徴を踏まえたリスクを抽出し、速やかに必要な対策を実施することを目的に、経営層および各事業部の専門的知識を有するメンバーによる体制（以下「本体制」）を構築し、大洗事故の水平展開を進める事とし、9 月 5 日に実施計画書を制定した。

2. 活動の対象

JAEA 大洗の内部被ばく事故および当社施設の特徴を踏まえた事象に対する水平展開

3. 適用する法令・規制要求事項およびその他要求事項

(1) 法令・規制要求事項

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および関係法令
- ・労働安全衛生法および関係法令

(2) 保安検査の指摘事項等

- ・「日本原燃（株）加工施設 平成 29 年度第 2 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 8 月 25 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）廃棄物管理施設 平成 29 年度第 2 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 9 月 15 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃株式会社廃棄物埋設施設 平成 29 年度第 2 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 9 月 21 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）再処理施設 平成 29 年度第 2 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 9 月 22 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）加工施設 平成 29 年度第 3 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 12 月 4 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）廃棄物埋設施設 平成 29 年度第 3 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 12 月 4 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）再処理施設 平成 29 年度第 3 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 12 月 4 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）廃棄物管理施設 平成 29 年度第 3 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 12 月 4 日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）加工施設 平成 29 年度第 4 回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成 29 年 12 月 4 日 六ヶ所原子力規制事務所）

資料)」(平成30年3月14日 六ヶ所原子力規制事務所)

- ・「日本原燃(株)廃棄物埋設施設 平成29年度第4回保安検査の所見(最終会議資料)」(平成30年3月14日 六ヶ所原子力規制事務所)
- ・「日本原燃(株)再処理施設 平成29年度第4回保安検査の所見(最終会議資料)」(平成30年3月14日 六ヶ所原子力規制事務所)
- ・「日本原燃(株)廃棄物管理施設 平成29年度第4回保安検査の所見(最終会議資料)」(平成30年3月14日 六ヶ所原子力規制事務所)
- ・「日本原燃(株)再処理施設 平成30年度第1回保安検査の所見(最終会議資料)」(平成30年6月11日 六ヶ所原子力規制事務所)
- ・「日本原燃(株)廃棄物管理施設 平成30年度第1回保安検査の所見(最終会議資料)」(平成30年6月11日 六ヶ所原子力規制事務所)

(3) 対外的に重要な約束事項

- ・「JAEA 大洗の内部被ばく事故に対する当社対応の問題点と今後の対応方針について」(2017年8月29日 日本原燃株式会社)
- ・「(事業者対応方針)平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取組みについて」(2017年9月26日 日本原燃株式会社)
- ・「(事業者対応方針)平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取組みについて」(2017年10月30日改正 日本原燃株式会社)

(4) 保安規定の要求事項

- ・「濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定」
- ・「濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定」
- ・「再処理事業所 再処理施設保安規定」
- ・「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」

(5) その他の要求事項

- ・「国立研究開発法人日本原子力開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る立入検査の結果について(報告)」(平成29年7月5日)
- ・「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(第2報)」(平成29年7月21日)
- ・「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(第3報)」(平成29年9月29日)
- ・「国立研究開発法人日本原子力開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばくに係る報告に対する評価及び今後の対応について」(平成29年10月25日)
- ・「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(第3報補正)」(平成29年12月27日)
- ・「大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染について(第3報補正)」(平成30年2月14日)
- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地

区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばくに係る報告に対する評価及び今後の対応について」(平成30年2月21日)

4. 調査項目、確認の視点

JAEA 大洗における内部被ばく事故の水平展開としては、事故発生以降、以下の活動を実施してきた。

- ・安全担当副社長の指示に基づく、核燃料物質等の取扱いにおける基本の再徹底、グローブボックス、フード(ドラフトチェンバー)の健全性の確認等に係る緊急点検の実施。
- ・原子力規制庁の JAEA への立入検査結果(平成29年7月5日原子力規制委員会)および JAEA 報告書(第2報)(平成29年7月21日)の情報共有ならびにこれらに基づく問題点の整理と当社状況の調査(水平展開検討会)。
- ・平成29年9月5日には本実施計画書(改正0)を策定し、本体制に各事業部の専門的知見を有するメンバーを加えるとともに、JAEA 報告書(第3報)(平成29年9月29日)の内容精査、具体的な調査の視点に係る検討を実施。

(1) 調査項目

上記を踏まえ、本体制では、大洗事故の水平展開調査を以下の4つの観点から実施する。

【調査項目1】: 大洗事故の具体的問題点に対する水平展開

大洗事故で顕在化した問題点、課題を原子力規制庁立入調査報告、JAEA 報告書(第2報、第3報)、原子力規制庁評価(平成29年10月25日)から抽出し、当社施設において同様の事象の発生防止、事故を想定した場合の教育、訓練、資機材の準備等の実施状況を調査する。

【調査項目2】: 大洗事故の時系列に基づく水平展開

大洗事故において、JAEA が実施した実際の対応を時系列で整理し、JAEA が実施した対応について、当社でも適切に対応ができていないかを調査する。

【調査項目3】: 大洗事故の原因に対する水平展開

JAEA 報告書(第3報)、原子力規制庁評価(平成29年10月25日)、JAEA 報告書(第3報補正)(平成29年12月27日、平成30年2月14日)および原子力規制庁評価(平成30年2月21日)において、今回の事故に対する直接的な原因、再発防止策が報告されていることから、本原因に対応する対策が当社でも対応ができていないかを調査する。

また、大洗事故の背景要因について検討を行い、当社でも対応ができていないかを調査する。

【調査項目4】: 当社施設の実プロセスを考慮した水平展開

調査項目1~3に加え、より広い観点から、大洗事故の水平展開を実施するため、各事業の工程毎に取り扱う核燃料物質等および化学物質を抽出し、「人の災害防止」および「人への災害が起きた場合の対応」の観点から、必要な追加水平展開事項がないかを調査する。

「人の災害防止」および「人への災害が起きたとした場合の対応」の区分について、以下のとおり具体化する。

人の災害防止の観点 (漏えい事象発生前)	人への災害が起きたとした場合 の対応の観点 (漏えい事象発生後)
◇ 作業時におけるマスクの着用、GBにおける取り扱いなど人への災害発生防止を図るための措置等が定められているかの観点から調査	◇ 万一、人への災害が発生した場合における措置等（サーベイ、除染、緊急対応）が定められているかの観点から調査
【例】 <ul style="list-style-type: none"> 放射線物質による被ばくや化学物質における被災の程度を考慮した防護具、設備の使用手順、教育（マスクの装着、携行、GB内の取り扱い、など） 作業のリスク評価による被ばくの低減の手順はあるか 化学物質による被災を低減するための装備の充実 	【例】 <ul style="list-style-type: none"> 放射線物質および化学物質が漏洩した場合の、救助、初動対応（サーベイ、除染、緊急対応など）の手順、訓練、資機材の整備など 災害が起きた場合を想定した教育・訓練の実施 災害が起きた場合を想定した訓練から導き出された課題への対応

なお、重大事故の対応として、資機材の整備、教育、訓練など、各事業部にて個別に訓練計画等を策定し実施しているが、作業員等の人への災害の可能性のある時の計画について、本体制で確認を行う。

(2) 確認の視点

調査項目1～4に対し、以下の視点を参考に水平展開の必要性を調査・検討する。

- ・「手順書・マニュアルの整備状況」
- ・「資機材の準備状況」
- ・「検知・対応手段の整備状況」
- ・「教育・訓練計画（追加訓練の計画・策定を含む。）」
- ・「教育・訓練の実施状況、有効性評価」
- ・その他

5. 実施事項

技術本部の設立に伴う組織改正に伴い、調査結果については、再処理事業部と技術本部を明確に分ける必要はないが、今後の対応（できてないことリスト）については、今後の活動が着実に実施できるようにする目的で、再処理事業部と技術本部の役割・責任を明確にする。

(1) 調査項目1に基づく水平展開の実施

① 報告書等に基づく、確認事項の抽出（実施済み）

添付資料—1に、原子力規制庁立入検査、JAEA報告書（第2報、第3報）、原子力規制庁評価（平成29年10月25日）から抽出した大洗事故で顕在化した問題点と、当社としての確認事項を取りまとめた。（原子力規制庁立入検査、JAEA報告書（第2報）については記載済み）

- ② 事業部および安全・品質本部における実態調査と必要な対策の検討
各事業部および安全・品質本部は、上記の確認事項に対し、4.（2）確認の視点を参考にして調査を実施し、不足事項がある場合には、対策を検討し、添付資料－1に取りまとめる。（各事業部および安全・品質本部毎に自分たちの施設に置き換えた場合の問題点について調査する）
- （2） 調査項目2に基づく水平展開の実施
- ① 報告書に基づく、時系列、確認事項の抽出（実施済み）
添付資料－2に、JAEA 報告書（第2報、第3報）から大洗事故の時系列を抜きだし、当社としての確認事項を取りまとめた。
- ② 事業部および安全・品質本部における実態調査と必要な対策の検討
各事業部および安全・品質本部は、上記確認事項に対し、JAEA が実施した事故時の具体的対応が当社においても実施できるか4.（2）確認の視点を参考に調査を実施し、不足事項がある場合には、対策を検討し、添付資料－2に取りまとめる。（各事業部および安全・品質本部毎に自分たちの施設に置き換えた場合の問題点について調査する）
- （3） 調査項目3に基づく水平展開の実施
- （3－1） 直接原因の抽出と実態調査、必要な対策の検討
- ① 報告書等からの直接原因と当社確認事項の抽出（実施済み）
添付資料－3に、JAEA 報告書（第3報）、原子力規制庁評価（平成29年10月25日）から抽出した大洗事故の原因・再発防止策と当社としての確認事項を取りまとめた。
- ② 事業部および安全・品質本部における実態調査と必要な対策の検討
各事業部、技術本部および安全・品質本部は、上記確認事項に対し、4.（2）確認の視点を参考に調査を実施し、不足事項がある場合には、対策を検討し、添付資料－3（1）に取りまとめる。（各事業部および安全・品質本部毎に自分たちの施設に置き換えた場合の問題点について調査する）
- （3－2） 背景要因の抽出と実態調査、必要な対策の検討
- ① 想定される背景要因に対する調査
本体制において、調査項目1～3から大洗事故の想定される背景要因を検討（推定）し抽出した結果を添付資料3－（2）に示す。各事業部および安全・品質本部は、本背景要因に対して調査を実施し、不足事項がある場合には対策を検討し添付資料3－（2）に取りまとめる。
- ② JAEA 報告書（第3報補正）の背後要因、根本原因に対する調査
平成29年12月27日に公表されたJAEA 報告書（第3報補正）における大洗事故の背後要因（組織的な要因）と根本的な原因を取りまとめた結果を添付資料3－（3）、（4）に示す。各事業部および安全・品質本部は、本背景要因に対して調査を実施し、不足事項がある場合には対策を検討し添付資料3－（3）、（4）に取りまとめる。
- ③ JAEA 報告書（第3報補正）等の追加調査
平成30年2月14日に公表されたJAEA 報告書（第3報補正）、平成30年2月21日に公表された原子力規制庁評価に基づき、「直接的な原因、顕在化した問題およびそれらに対する対策」、「組織的な要因」、「再発防止に係る各拠点への展開」等の項目について、添付資料3－（5）、（6）、（7）、（8）に基づき、追加すべき対策が無いかの観点から調査を行う。

(4) 調査項目4に基づく水平展開の実施

① 当社施設の実プロセスを考慮したリスクの抽出

各事業部は、各施設の工程毎に取扱っている核燃料物質等および化学物質の性状（気体、液体、固体、粉末）を含むプロセスフロー等を作成し、施設の特徴を踏まえ、核燃料物質等および化学物質による、人への災害の可能性のあるリスクを抽出する。（添付資料－4（1）にフォーマット例を示す）

対象施設 ：既存の施設（事業所外運搬は適用対象外）
対象工程 ：現行の申請書ベースのすべての工程を対象

リスクの抽出例：

- ・核燃料物質等の配管フランジ、グローブボックス、グローブからの漏洩等による人への災害リスク。（プルトニウムの吸入等）
- ・人の介在する核燃料物質等の移動に際し、取扱いミスによる漏えいによる人への災害リスク。（プルトニウムの吸入等）
- ・プロセス中で核燃料物質等と化学物質が反応し、毒性の強い化学物質が生成することによる人への暴露のリスク（HF、NO_x等）
- ・核燃料物質等との接触はないが、化学物質による人への影響を与えるリスク。

② 事業部における実態調査と必要な対策の検討

各事業部は、抽出されたリスクに対し、「人の災害防止」および「人への災害が起きるとした場合の対応」の観点から、4.（2）確認の視点に基づき調査を実施し、不足事項がある場合には、対策を検討し、添付資料－4（2）に取りまとめる。

(5) 各事業部間水平展開（全社水平展開）の実施

① 各事業部間の比較による良好事項等の全社水平展開

本体制は、上記（1）～（3）の結果を各事業部および安全・品質本部における良好事例、不足事項等の観点から比較検討し、必要な追加改善事項を抽出し、各事業部および安全・品質本部に提言する。

② 調査項目4に係る全社水平展開

本体制は、上記（4）の結果に対し、リスクの抽出の考え方や深さについて、各事業部間の比較検討を実施し、必要な追加改善策を抽出し、事業部に提言する。

(6) 各事業部および安全・品質本部における改善事項の選定と計画の策定

各事業部および安全・品質本部は上記（5）を受け、追加で実施する改善事項を選定し、改善のための計画※を策定する。

選定した追加改善事項は、2017年度内（短期）に対策を実施する事項と2018年度以降（中長期）に対策を実施する事項に分類する。

本体制は、追加改善事項が各事業部および安全・品質本部における改善のための計画に反映されているかを確認する。

※：既に計画済みの教育・訓練計画に対する追加、品質目標、中長期目標など。なお、各事業部で既に計画を策定している場合は、改善のための計画との関係付けを行うことができる。

(7) 各事業部および安全・品質本部における実施状況のフォロー

本体制は、上記(6)で選定された追加改善事項について、各事業部および安全・品質本部における実施状況を確認するとともに、未実施事項を明確化する。

なお、本体制終了後に対策が必要な追加改善事項については、安全・品質本部品質保証部でフォローする。

(注) JAEA 報告書(第3報補正)(平成30年2月14日)、原子力規制庁評価(平成30年2月21日)後に追加の情報を入手した際には、必要に応じて(1)～(7)へのフィードバックをかける。

(8) 低レベル廃棄物処理建屋汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査

添付資料-5に、再処理事業部の低レベル廃棄物処理建屋(以下、「DA」という。)で発生した作業員の汚染事象について、再処理事業部の根本原因分析の分析報告書(「低レベル廃棄物処理建屋 作業員の汚染の発生および当該事象に係る保安規定への抵触」)の提言、濃縮事業部の予防処置、埋設事業部の予防処置および再処理事業部の是正処置を取りまとめた。

各事業部および安全・品質本部は、添付資料-5の各事業部でのフィードバックの要否、できていること/できていないことを調査し、今後の対応が必要なものについては、実施部署、期限および管理方法までを調査する。

(9) JAEA のプルトニウム汚染事象の水平展開調査

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の汚染事象について、グローブボックスを有する再処理事業部およびMOX事業部を対象に、身体保護についての現状の対策調査を調査し、必要に応じて、更なる改善策を検討する。

(10) 品質・保安会議における審議・報告

安全・品質本部は、本計画の策定時、調査の視点の設定時、各事業部の実施結果が出揃った等のタイミングで、適宜、品質・保安会議に報告・付議し、必要な指示を受ける。

6. 活動スケジュール

活動スケジュールを添付資料-7「当社施設の実プロセスを考慮した水平展開のスケジュール」に示す。

7. 実施体制

本活動の実施体制を以下に示す。

主査：安全担当副社長

副主査：安全・品質本部長

メンバー：安全・品質本部 品質保証部長

「再処理事業部における水平展開計画書」に示す副責任者

再処理事業部 再処理計画部長および品質保証部長

技術本部 技術管理部長

濃縮事業部 濃縮安全・品質部長

埋設事業部 埋設計画部長および安全管理部長

燃料製造事業部 燃料製造計画部長および品質保証部長

「9. 要員の選定と力量」に基づき上記メンバーより指名された者

事務局：安全・品質本部

本体制を効果的に機能させるため、体制内に委員会とWGを設置する。

(委員会)

メンバー：安全担当副社長を主査とし、上記体制のメンバーにより構成

役割：本検討の実施計画、スケジュール、進捗状況、検討結果について審議を行い、優先的に検討、反映すべき事項等、本体制、各事業部、技術本部および安全・品質本部に対し必要な指示を行う。

なお、委員会について主査が不在の場合、副主査の下で開催できる。

(WG)

メンバー：各事業部、技術本部および安全・品質本部から指名された者並びに事務局により構成

役割：本計画に基づく、調査、検討の実務を担当し、上記委員会の審議事項に対し、定期的に、委員会に報告し指示を受ける。また、委員会指示を各事業部、技術本部および安全・品質本部に周知する。

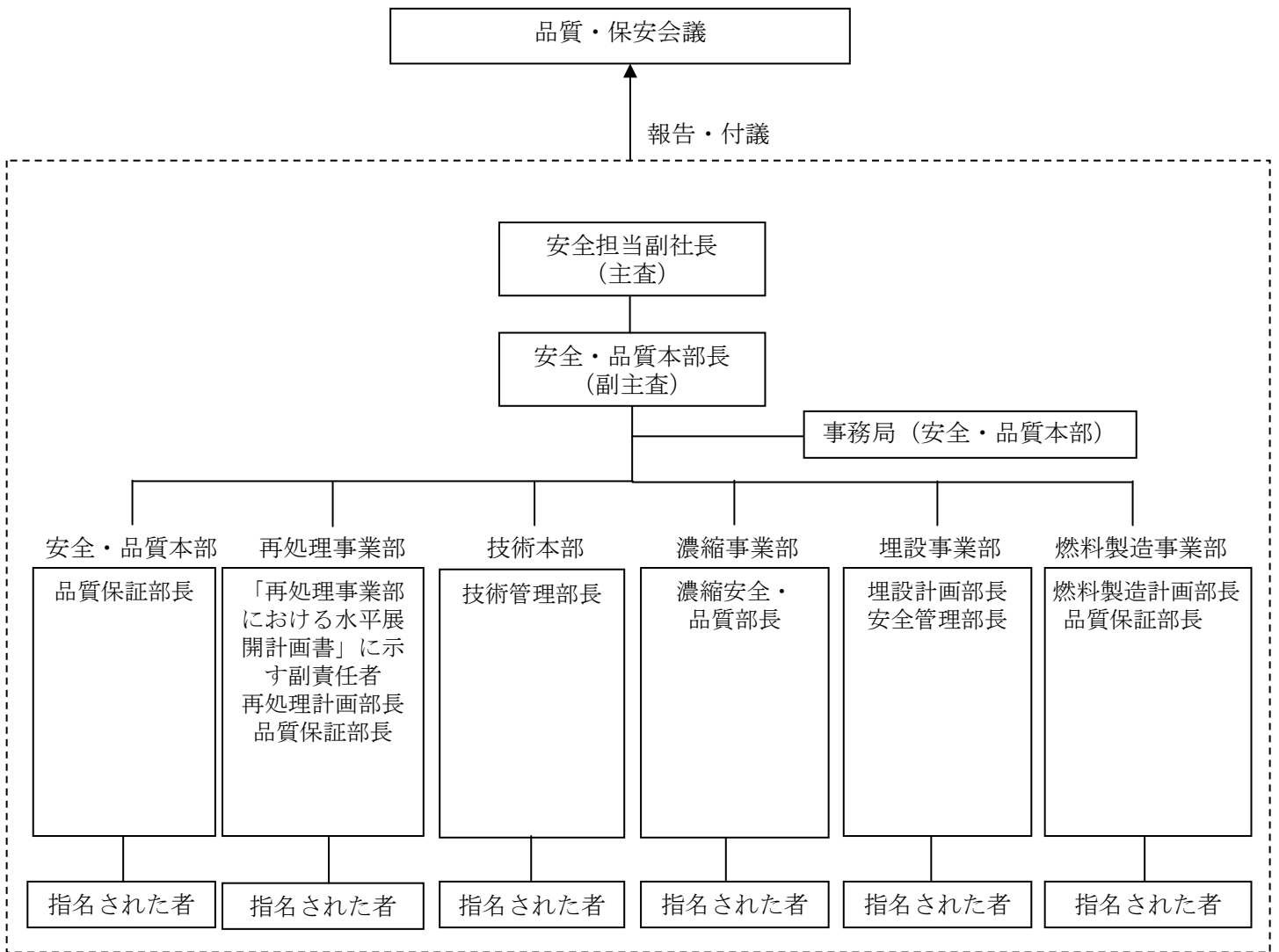


図. 本計画書に基づく活動の実施体制

8. 責任、役割および権限

本活動における各職位の役割および責任を以下のとおりとする。

職位	役割および責任
安全担当副社長（主査）	本活動の責任者
安全・品質本部長（副主査）	本活動の副責任者
安全・品質本部 品質保証部長	安全・品質本部の活動の総括
各事業部の計画部長、品質保証部長、技術管理部長、安全・品質部長、安全管理部長	要員の選定 各事業部の活動の総括
各事業部、技術本部および安全・品質本部から指名された者	本活動の実施
委員会およびWG事務局（安全・品質本部）	本計画書の策定ならびに改正 本体制で実施した記録の作成 各事業部間の調整 進捗管理（主要検討項目をリスト化し、進捗状況の管理を実施する。）

9. 要員の選定と力量

各事業部、技術本部および安全・品質本部の計画部長または品質保証部門長および技術管理部長は、各事業部、技術本部および安全・品質本部の中から職歴、力量等を鑑みて本活動に適した要員（指名された者）を選定する。指名された者の力量管理表を様式－1に示す。

なお、各事業部、技術本部および安全・品質本部は様式－1の控えを事務局（安全・品質本部）へ提出する。

10. 文書・記録の作成・審査・承認および保管

(1) 本計画書の作成・審査・承認

安全・品質本部 品質保証部 品質管理 GL が本計画書の稟議を立案し、安全・品質本部長決裁により制定、改正する。

(2) 実施結果の記録

各事業部、技術本部および安全・品質本部の実施者は、実施が完了した活動の結果の記録を作成し、安全・品質本部（本活動の事務局）に提出する。

(3) 文書・記録の保管・管理

本計画書に基づく文書・記録の保管・管理は、「安全・品質本部 文書管理要領」、「安全・品質本部 記録管理要領」に基づき実施する。

(附則)

改正後の本計画書は、「再処理事業所 再処理施設 保安規定」、「再処理事業所 廃棄物管理施設 保安規定」および「濃縮・埋設事業所 加工施設 保安規定」の施行日をもって適用する。

以 上

(文書管理番号)

承認	審査	作成
(事業部長または技術 本部長または安全・品 質本部長)		

J A E A大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開に係る
活動を実施する要員（指名された者）の力量管理表

- 本活動を実施するための力量
各施設の専門的知識を有すること。

氏名	所属	役職	職歴、力量等
			(例)〇〇〇〇年〇〇月から現在まで〇〇〇に係る業務に従事しており、本活動への参画に十分な資質を有する。